

第26回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第26回定例会 令和7年5月28日

開会 13時30分 閉会 15時35分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員

5 小野 高男 6 杉田 修司

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 鈴木 優
事務局 福川 佳菜子
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 皆さん、こんにちは。これから第26回農業委員会定例総会を進めていきたいと思います。今日、柳澤大作委員は遅刻の連絡をいただいています。それでは、開会を会長代理の方からお願いします。

船田代理 皆さん、御苦勞様です。田植えを始め作業全般に、農作業とも本当に忙しくなってきた時期です。お忙しい中お集まりをいただきまして、大変御苦勞様です。ただいまより、第26回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続いて、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名委員の指名と議事進行につきましてもお願いします。

会長 皆さん、改めましてこんにちは。挨拶は短くわかりやすくということですので、今日は行事を簡潔に報告させていただきます。5月は20日の役員会に始まり、21日に農業農村支援センターの総会が行われました。JA佐久浅間、JA信州うえだのそれぞれのJAの総代会が行われたということです。今日の夜は、第33回巨峰の王国まつり第1回実行委員会が開催されます。それから明日は、長野県19市農業委員会協議会通常総会が中野市で行われます。以上ですが、報告させていただきました。議案に早速入りたいと思います。本日の議事録署名は5番の小野委員と6番の杉田委員をお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、案件が6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は自宅から遠く、耕作しにくいいため譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、玉ネギ、ブルーベリーを栽培します。譲受人自宅に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-2 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○在住のため管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、レタス、トマトなどを栽培予定です。後継者については、○○が一緒に農業の手伝いをしています。譲受人自宅から徒歩○○分で、問題な

いと判断しました。

3-3 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○により管理が出来ないため、譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。現在は畑として利用されていますが、もともとは田なので、田に復旧する予定です。後継者は○○がおり、ゆくゆくは農業を引き継ぐ予定です。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-4 ○○番、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○に在住のため、管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。現地の状況ですが、石が多く一般野菜は耕作が厳しいですが、果樹であれば耕作可能です。過去に認定新規就農者で認定されており、譲受人農地から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-5 ○○番他○○筆、図面は4ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○により管理が出来ないため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、ブドウを栽培する予定です。○○月に適格法人として認定されており、問題ないと判断しました。

3-6 ○○番他○○筆、図面は5ページと6ページをご覧ください。○○の周辺にある農地です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理が出来ないため譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では、ブロッコリーを栽培する予定です。譲受人は、認定新規就農者であり問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

譲受人の○○は、この地図の一番下に○○と書いてありますが、その○○を経営しています。○○年位前に移り住まれた方で、その時に○○を造っています。その下にある該当の土地を○○から借りて、以前はソバを作り、最近はブルーベリー、玉ネギを作っていますが、○○で提供するための野菜だと思います。○○は年齢も若いですし、地元の農業のお手伝い等もされていますので、有効にこの土地を活用してもらえんかと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。賛成多数と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきましても、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 譲受人は〇〇で、譲受人自宅のすぐ斜め前の畑になります。譲渡人の〇〇は〇〇で、以前から〇〇に耕作をお願いしていたようですが、今回、正式に譲り渡すということになりました。〇〇は〇〇ですが、先ほど説明もありましたが〇〇、〇〇、〇〇もいらっしゃいまして、道を挟んだ向こう側に譲受人農地があり、ブロッコリー等を盛んに作られて、ご家族で兼業農家としてしっかり経営されています。すぐ自宅の前で、前栽畑として作られると思いますので、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、船田委員より説明をお願いします。

船田委員 地図は2ページをご覧くださいと思います。圃場の場所ですが、〇〇線〇〇により、〇〇に〇〇メートルほど行ったところの農地になります。譲渡人の〇〇は、〇〇在住の方です。譲受人の〇〇は、〇〇の方になります。譲渡人の〇〇は年齢が〇〇歳になり、〇〇で耕作が出来なくて、後継者もないため、譲り渡したいということです。譲受人の〇〇は経営規模拡大を図るために、譲り受けるものです。農地については先ほどの説明どおり、現状、畑の状態になっていますが、水稻を栽培する予定です。譲受人の農地と隣接していて、利便性が高いということで問題がないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手

の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 それでは資料3ページをご覧ください。場所は〇〇の集落内です。〇〇の集会所からわずか〇〇にある宅地に囲まれた農地です。譲渡人は、〇〇です。〇〇から〇〇年に相続で取得した土地です。〇〇は〇〇にお住まいで、管理が出来ないということで、この土地を売却したいというお話です。この場所は結構、石があるところ。大きい石があるので、当初は宅地で売却したいということだったようですが、宅地造成ではかなりお金がかかってしまうので、農地を農地としてクルミを栽培するということで〇〇に在住の〇〇と折り合いが付き、お譲りをするということになりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 お願いします。資料4ページになります。この方は〇〇の方ですが、〇〇でリンゴを作っていましたが、全部リンゴを処分しました。年齢的に〇〇ということで、譲受人の〇〇に引き取ってもらうということです。場所は〇〇の工場用地の上で見晴らしがすごくいいところです。〇〇なので、全然問題ないと思います。〇〇番の〇〇の小さいところに黒い線が入っていますが、石垣ということで聞いています。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続き

まして、番号6の案件につきまして、田中委員より説明をお願いします。

田中委員

よろしくお願いします。場所は5ページ、6ページを見ていただきたいと思います。場所は〇〇ヶ所あり、〇〇の信号機の上に〇〇という〇〇がありますが、斜め上の場所が〇〇ヶ所と、〇〇の〇〇のすぐ下にあります。6ページを見ていただくとわかりますが、ここは沢地になっていまして、耕作には不適切な場所のように思います。もう〇〇ヶ所は〇〇沿いの構造改善をしてある水田です。譲渡人は〇〇在住の〇〇で、農地は相続で取得したのですが、特に6ページの土地については本当に条件が悪くて、なかなか借り手が見つからなかったということです。草刈等が大変で管理が出来ないということで、周辺の土手まで含めて〇〇ヶ所すべての農地を買ってもらいたいということです。譲受人は〇〇で住所は〇〇ですが、出身は〇〇です。〇〇年まで〇〇にある〇〇で、代表は〇〇ですが、そこで就農研修を行い、昨年、新規就農をしました。就農にあたり、私の隣の土地を紹介して、現在、ブロッコリーを作っていますが、大変よく管理を行っています。現在、〇〇とブロッコリーを約〇〇アールほど経営しています。取得農地はブロッコリーを栽培する予定であり、〇〇は人柄も大変よく、農地もよく管理が来ています。貸している地主からも大変喜ばれています。特段問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

檜原委員

〇〇は、〇〇の〇〇ということですが、〇〇の経営とは別の経営で、新規就農者になられたということでしょうか。

議長（会長）

事務局からお願いします。

事務局

〇〇は〇〇から一部継承し、〇〇になっています。

檜原委員

そういう場合、給付金等の対象にはなるのでしょうか。

事務局

〇〇は一部継承なので何かしらのリスクが低いため、補助金の対象にはなりませんでした。

檜原委員

ありがとうございました。

事務局

他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、今月は7件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1 ○○番、資料は7ページから8ページです。所有権移転、農振除外済み地になります。○○から○○に約○○メートル、○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在、会社員でありアパートに住んでいますが、週に○○度の出社のため、自然に恵まれた見晴らしのよい申請地を譲り受け住宅とするもので、譲受人はその申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 ○○番、資料は9ページから10ページです。所有権移転、農振除外済み地になります。○○及び○○から約○○メートル○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を譲り受け住宅とするものです。面積が○○平方メートルと少し大きいですが、住宅の他、申請者の職業が○○であることから、トラックや○○の車両○○台及びそれらの転回スペースを含んでいます。なお、資料10ページの黒く塗りつぶされているところは、公衆用道路になります。第3種農地のため、転用は可と判断しました。

5-3 ○○番他○○筆、資料は11ページから14ページです。所有権移転になります。場所は○○にある農地です。○○の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○筆が○○の方、もう○○筆が○○の○○の方です。譲受人は造成工事を行い、○○区画あたり約○○平方メートルを○○区画整備する計画です。第1種農地のため分譲地は転用不可ですが、○○であれば例外として転用可能であり、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番、資料は11ページと15ページになります。使用賃貸借、農振除外済み地になります。場所は○○約○○メートルにある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人はともに○○の方で、関係性は○○になります。譲受人は、○○である譲渡人と土地使用賃貸借契約を結び、住宅を建設する計画です。第1種農地ですが集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番、資料は16ページから17ページです。使用賃貸借です。場所は○○より約○○メートル○○にある農地です。住宅の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で関係性は○○です。譲受人は○○である譲渡人と土地使用賃貸契約を結び、住宅を建設する計画です。第2種農地ですが、代替性がないことから転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番他○○筆です。資料は18ページから19ページです。所有権移転です。場所は○○から○○メートル○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在、アパート暮らしをされており手狭になること、譲渡人は○○であり遠方であることから耕作が出来ず、譲受人の申出に応じたものです。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-7 ○○番他○○筆、資料は20ページから21ページです。所有権移転です。○○沿いの○○から約○○メートル○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は現在、○○と同居しており、自立するため○○付近の申請地に住宅を新築する計画をたて、譲渡人は○○の方は遠方であること、○○の方は○○であり、耕作が不可能であることから譲受人の申出に応じたものです。第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 それではよろしくお願いします。場所は○○の道を挟んだ○○の農地になります。譲受人が○○で○○の方、譲渡人が○○で○○の方です。移住のための転用ということになります。現状の農地は牧草地になっていますが、○○平方メートルを分筆し、農振除外済みです。○○の○○が仲介で交渉されていますが、分筆の残りも、今後、転用の可能性が出ると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 場所は〇〇と〇〇中間辺りになります。譲受人の〇〇は現在、〇〇のアパートにお住まいで〇〇をしています。自宅を構えて車を置けるようにしたいため、ある程度の面積が欲しいのでこの場所にしたということです。入口は変形ですが、公衆の場所のため通行が出来ますので、建築許可なども必要はありません。特に問題はないかと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号２の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号３の案件につきまして、船田委員より説明をお願いします。

船田委員 資料は１１ページ、１２ページ、１３ページ、１４ページをご覧くださいと思います。〇〇から〇〇へ〇〇メートルほど行ったところの農地になります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、〇〇、〇〇の〇〇になります。譲受人の〇〇は〇〇を営む〇〇の会社で、〇〇は住宅の需要があるので、宅地の分譲地を探していたところ、幾つかの候補地から条件に合う当該農地を選定したということです。譲渡人の〇〇は、〇〇の方です。〇〇と〇〇は〇〇在住の方で、〇〇の求めに応じたということで、譲り渡すということになりました。土地を取得した後については造成工事を行い、〇〇として〇〇区画にして販売をしたいという計画になっています。第１種農地ですが、隣接地の所有者からは事業についての同意を得ているということです。よろしいかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号３の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号４の案件につきましても、船田委員より説明をお願いします。

船田委員 資料は11ページと15ページをご覧くださいと思います。〇〇から、〇〇に〇〇メートルほどにある農振除外済みの農地になります。譲受人は〇〇、譲受人は譲渡人の〇〇の〇〇になります。〇〇は、現在、〇〇と同居していますが、〇〇の土地を譲り受けて、住宅を新築するという計画です。第1種農地ですが、周辺農地への影響はなく隣接農地の所有者にも事業内容の説明は済まされているということで、特段問題がないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、倉嶋委員より説明をお願いします。

倉嶋委員 よろしくお願いします。資料の16ページ、17ページをご覧ください。場所は、〇〇線と、〇〇の交差点地点です。この場所に2階建ての住宅、駐車場、庭、物置、家庭菜園を作るという計画です。土地の所有者は〇〇で、住宅を建てるのは〇〇で〇〇になります。使用貸借契約を結んでの住宅建築ということです。特段問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 資料は18ページ、19ページをご覧ください。場所は〇〇の集落内です。〇〇のすぐ〇〇にある農地です。道路から少し奥まったところにありますが、東西南北すべて住宅に囲まれた中の一角です。譲渡人は〇〇の〇〇で、〇〇年に相続で取得しています。〇〇年前から耕作されておらず、売地という看板が立っていて、年に〇〇回位、業者が草を刈っているようなところです。いつ宅地になるのかというように思えるところでありました。譲受人は〇〇のアパートに住んでいる〇〇、〇〇です。

子供が生まれる予定で手狭になるため、新しい住宅を建てたいということで土地を探していたところ、〇〇の仲介でこの場所が売買になり、特段問題はないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号６の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号６の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号７の案件につきまして、小野委員より説明をお願いします。

小野委員 ご説明します。場所は〇〇の〇〇です。ほとんどもう宅地になっていて、唯一残された農地で、そこが今回の対象になります。道路に挟まれてワイの字の三角形の部分なので、非常に使い勝手の悪い土地ですが、宅地とすれば使えると思います。購入されるのは〇〇です。譲渡人の〇〇さんはご〇〇で〇〇歳を超えていて、〇〇の〇〇は〇〇の出身の方で、遠隔地のため手放したいということです。農作業をするにも何をするにも非常に厳しい環境の中で、売り先が見つかったという感じだと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号７の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号７の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。
ここで休憩に入ります。

休憩

議長（会長） 再開します。第３号議案に入ります。農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第３号議案、農用地利用集積等促進計画５月分について説明します。４ページが所有権移転です。２件、１２筆、合計２８，９２６平方メートルです。５ページが中間管理事業を使った利用権移転です。３件、３筆、合計４，９８６平方メートルです。６ページから８ページが地域計

画内の中間管理事業を使った利用権設定です。29件、50筆、90,905平方メートルです。9ページが地域計画外の中間管理事業を使った利用権設定です。3件、5筆、13,174平方メートルです。全体の合計は37件、70筆、137,991平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。農地利用集積等促進計画について、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。農地利用集積等促進計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号に入ります。農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明します。場所は〇〇番、資料は22ページです。〇〇から〇〇約〇〇メートルにある農地です。〇〇の定例総会で3条申請のあった場所です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルの内、〇〇平方メートルの届出になります。倉庫は〇〇平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。報告で説明がありましたので、特に問題ないと思いますが、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、第2回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。今回は5件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 第2回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。1ページめくっていただきまして、今回は5件の更新申請があります。

〇〇です。住所は〇〇番地です。営農類型は、複合経営で水稻と果樹類となります。目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間で目標も同様です。主たる従事者の人数は〇〇人となります。（1）生産については、米、リンゴ、ネクタリン、ブドウなどを栽培しており、目標に向けてブドウは木の成長により収量が増えることや米及びソバは、作付面積を拡大していくことで収量を増やしていきます。（2）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については、作業受託の需要が高まっていることから、少し売り上げが増える計画です。続いて、（3）農用地及び農業生産施設は、東御市、佐久市に所有地、借入地があり〇〇アールまで増やしていく予定です。農業生産施設はパイプハウスを目標に向けて〇〇棟増やしていき、

乾燥調整施設についても〇〇棟確保していく予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、水稻農地が〇〇から〇〇まで点在しているため、目標に向けて〇〇、〇〇を中心に農地の集積、集約を図っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、米の販路について、〇〇への出荷が主になっていますが、個人販売の相談が多くなってきているため、個人販売の販路を拡大していきます。また、耕作面積、収量が増えていくため、目標に向けて〇〇申告を実施していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、目標に向けて、水稻の規模拡大を行っていくため、繁忙期を中心に人手不足が懸念されます。〇〇、〇〇を中心に人手を確保していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、〇〇に米の乾燥等を委託しているが、収量が増えていくため乾燥調整施設を確保していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、規模拡大により人手不足が懸念されるため臨時雇用を確保していく予定です。次のページに進みまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、パイプハウス、乾燥調整施設を〇〇棟ずつ確保していく予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は、複合経営で稲作、雑穀イモ類豆類、露地野菜、花き、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標も同様です。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれ年間所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は、現状、〇〇時間で目標も同様となります。(1) 生産については、水稻、ブロッコリー、加工用トマト、アスパラガス、長イモを栽培しています。目標に向け、水稻の作付面積を増やします。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については、水稻の作業受託があり、年々需要が高まっていることから目標は〇〇万円となります。次のページに行きまして(3) 農用地及び農業生産施設については、現状、農用地が〇〇アールあり、目標は〇〇アールです。農業生産施設は特にありません。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現在、〇〇から〇〇まで幅広く耕作しています。将来的には、〇〇を中心に農地の集積、集約を行い農作業の効率化を目指していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、〇〇に〇〇の作業を委託し、負担を軽減していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、現状、後継者が不在のため、〇〇年後の目標に向けて後継者を確保していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、規模拡大により作業時間が増えるため、延べ人数が増える予定です。次のページに行きまして、生産方式の合理化に係る農

業用機械等の取得計画については、特にありません。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は果樹類、ワイン用ブドウで目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間の現状は〇〇時間、目標は〇〇時間となります。(1)生産については、ワイン用ブドウを栽培しており、目標に向けて作付面積を〇〇アール増やして、生産量も増やしていく予定です。(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については、ワイン販売があります。ワイン用ブドウの生産量が増えたため、ワインの生産本数が増え、売り上げが増えていく計画となっています。(3)農用地及び農業生産施設については、所有地、借入地を共に増やしていく予定となっています。農業生産施設については、ワイナリーを〇〇棟所有しており、目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、ワイナリーで生産可能な本数に対して、ワイン生産本数が少ないので、買いブドウを増やして生産本数を増やしていくとのことです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、経理、デスクワークを出来る人を雇用し、畑作業、営業に集中出来る体制を整備していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、現状、全ての業務を〇〇人で管理しているため、目標に向けて、ワイナリーのつながりやSNS等の活用により、正社員を確保し業務の分散化を目指していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、前回の認定農業者認定申請時に掲げた目標は達成出来ました。次の更新に向けて、〇〇年までに〇〇を目指していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、目標に向け常時雇用、臨時雇用を増やしていく計画です。次のページ進みまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は特にありません。

〇〇、〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇です。営農類型は施設野菜、花きの複合経営となり、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれひとりあたり年間所得は現状〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間現状は〇〇時間で目標は〇〇時間となります。(1)生産については、パプリカ、スターチス、ミニトマトなどを栽培しています。目標に向けて、花きの生産を増やしていく予定です。(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業はありません。(3)農用地及び農業生産施設については、〇〇アールで目標も同様です。農業生産施設は、ビニールハウス〇〇棟、機械格納庫を所有しており、目標も同様となります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、ミニトマト・スターチスは栽

培を始めて〇〇年と日が浅い状況です。〇〇や栽培資料を基に、技術及び知識を高め生産量を増やしていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、P Cにて管理しており〇〇を実施しています。引き続き健全な経営に努めていきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、現状〇〇人体制で作業をしていますが、〇〇年後を見据えると人手不足が懸念されます。7、8月の繁忙期を中心に、〇〇などからの雇用の確保を検討していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標措置については、現状、地域の方にトラクターを借用し耕作しています。今後の農業経営を見据え、トラクターを購入し確保していきます。経営の構成は記載のとおりです。雇用者は、目標に向け〇〇人確保していきます。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、トラクター18馬力を〇〇台確保していく予定です。

〇〇、〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は露地野菜となり、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれひとりあたり年間所得は現状〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間現状は〇〇時間で、目標は〇〇時間となります。(1)生産については、トレビス、トウモロコシ、長ネギなどを栽培しています。目標に向けて、トレビス、トウモロコシの生産を増やしていく予定です。(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業は〇〇事業があり、目標に向けて農業体験が出来る〇〇事業を実施していきます。(3)農用地及び農業生産施設については、現状、〇〇アールで目標に向けて〇〇アールに増やしていきます。農業生産施設は、パイプハウス〇〇棟を所有しており、目標も同様となります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、気候変動により野菜の植付け適期が短くなってきています。マルチヤーを導入し、作業時間の削減につなげ、効率的な農業に取り組んでいきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、経理について、〇〇のソフト〇〇を導入したことにより〇〇の作業時間が削減出来ました。なお、リスク分散のため農業体験が出来る〇〇を行い、経営の安定化を図っていきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、短時間勤務の要望があるため、短時間でも働ける仕事を整備し、近所の方を中心に雇用を確保していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、特にありません。経営の構成は記載のとおりです。雇用者は生産量が増えていくため、目標に向け〇〇人確保していきます。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、マルチヤー、モア、軽トラックなどを確保していく予

定です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、担当委員の武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員 ○○は認定農業者として、長年頑張っています。複合経営ですが、特に水稻を中心にこれからも拡大を図っていくということです。○○、○○、○○の田んぼが、荒れたりして課題が多かったのですが、申出があったら全部受けていますので、土地所有者に対して信頼が厚くなってきたようです。水稻の他に、リンゴ、ネクタリン、ソバ等は、その農閑期の時に頑張ってもらえるようです。今後の経営方針は、水稻を中心に進めていきたいということです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、番号2を田中委員より説明をお願いします。

田中委員 申請者の○○ですが、○○年に設立をして、代表は○○です。水稻、ブロッコリーを中心に、○○町歩ほど○○から○○まで幅広く耕作をしています。水稻栽培は作付け作業委託の依頼が、年々増加しているようです。遠い圃場はコンバイン等の農機具の移動、運搬が大変困難だということで、なるべく受けないようにして、出来るだけ○○に耕作地を集約したいということです。○○では、大分○○をしまして、耕作困難な農地が増えている状況でもあります。○○の構成員も、○○になりつつありますので、大変ではありますが、ぜひ後継者を確保していただいて、地域の担い手の組織として大いに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

田口委員 ○○で、○○年に○○の○○の皆さんが集まって、農業を始め大変期待したわけです。○○の○○の皆さんが主体になっている○○と○○は同じ組織ですか。

田中委員 田口委員のおっしゃるとおりです。当初、○○の○○の方が中心としてやっていて、現在は○○人です。

田口委員 崇高な目的、意思のもとに事業を始めたということで大変期待しましたが、〇〇歳と〇〇歳ということですから、次の後継者を探していただいて、頑張ってやってもらいたいと思います。

議長（会長） 大変貴重なご意見ありがとうございました。他にありませんか、ないようですので、番号３を舩田委員より説明をお願いします。

舩田委員 資料８ページになります。〇〇ですが〇〇の出身です。〇〇の大学を卒業され、〇〇の大学では写真の勉強をされたようですが、帰国後、〇〇に就職をしてその後、〇〇に転職をしています。その〇〇では〇〇の担当として、全国の〇〇を訪問していたということです。ワイン造りを志し、〇〇年に〇〇に移住をしています。そこで新規就農を果たし、当時は有機野菜栽培を収入の柱にしていたのですが、その間、ワイン用ブドウをじっくり熟成して、今に至っているという状況です。現在では栽培面積が〇〇アール、生産量については〇〇キログラムまで拡大をしています。目標年である〇〇年後の〇〇年については、栽培面積を〇〇ヘクタール、生産量については、〇〇キログラムを目指すということです。反収計算をしますと、現状〇〇キログラム、目標年である〇〇年後についても〇〇キログラムで少ないのですが、通常栽培だと〇〇キログラム位は上がりますが、野菜の有機栽培で培った技術を、ワイン用ブドウの栽培にも活かし、化学肥料を使わず、農薬についてもボルドーのみ、殺菌剤、殺虫剤については使用しないという有機栽培に取り組んでいます。ワイナリーについても、すでに建設がされていて、天然酵母を使ったワイン造りに心掛けていて、自然派ワインの取り組みがされています。現状での製造本数については〇〇本で、〇〇キロリットルを作っています。製造可能本数については１万本、〇〇キロリットルに対して不足しているので、買いブドウを少し増やししながら、進めていくということです。現在、販売については以前に有機野菜を卸していた〇〇のレストランを中心に、インターネットでの販売になります。今後については常時雇用を確保し、自らが営業活動に出られるような体制を整えて、販路拡大に努めていきたいということです。農業経営の目標等についても、実現可能な内容だと判断しています。また、〇〇は〇〇の新規就農里親制度の里親にも登録がされていて、新規就農者の育成にも力を入れているということです。認定農業者として地域の農業発展に尽力する人物だと考えますので、認定については問題がないのでよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいま詳細にわたって説明をいただきました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないよ

うですので、番号4を檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

お願いします。〇〇、〇〇ですが、移住された方だと思いますが、現在は、〇〇に家を買って住人になっています。何回か認定更新をしていると思います。主力がパプリカでハウスが東町にあり、花を作っていた方がハウスを辞められたところを譲り受けたと思います。私の知っている限りでは、本当に早くからパプリカに取り組まれて、第一人者ではないかと思っています。そのあと他の野菜と花等も拡大して、〇〇で頑張っ
てすばらしい経営をされている方だと思います。年齢的にも〇〇は若いですが、雇用等を利用した上で、これからも頑張ってもらえると思います。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員

〇〇はとても頑張っているの、大事にしてあげてください。

議長（会長）

応援のメッセージですね。他によろしいですか。ないようですので、番号5の案件を柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。〇〇、〇〇になります。この〇〇人は移住者で、新規就農してこれで2回目の認定農業者になるかと思っています。近所ですが、一生懸命頑張っています。この〇〇事業を今回からするよう
ですが、昔から〇〇が〇〇を〇〇させて、〇〇させる代わりに農作業をしてもらうことをしていました。今年からは事業として、しっかりその経験をもとに農業体験が出来る〇〇事業をしていくよう
です。

議長（会長）

ありがとうございました。〇〇は柳澤委員のお宅へ〇〇で入ったという方です。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

檜原委員

15ページ④番に〇〇のソフト、〇〇とありますが、どなたかご存じの方は教えていただけますか。

議長（会長）

事務局から説明をお願いします。

事務局

〇〇については〇〇で紹介があったことを、〇〇から伺っています。会計のソフトで、簡単に〇〇の計算が出来るようなソフトになっていま

す。

桙原委員 ありがとうございます。

議長（会長） 他にありませんか。

柳澤委員 ○○に関してですが、当初は○○を買って、会計処理をしていたようですが、複雑で大変だったので、○○に相談したら、○○の推奨で、ある程度まとめて資料を持って行けば、あとは処理してくれるので、○
○にしたと聞きました。

議長（会長） ありがとうございます。他によろしいですか。

五十嵐委員 先ほどの方もそうですが、この方は自分で土地をお持ちになっていないくて、全部借り入れてやっていますが、そういう方が農業機械であるとか、農業用冷蔵庫を持ちたいと言われているが、生産拠点、基盤を固めるという意味でいくと、自分の土地を持つのは、難しいことですか。難しいから、農機具の機械の準備を進めるのですか。最初は農地の取得をして生産し、自分の拠点を固めたほうがいいのではないかと思います。その辺はいかがですか。

議長（会長） 農地を持たなくてもいろいろな方法論があると思います。委員の皆さんに積極的なご意見、前向きな発言をいただければと思います。

小野委員 逆に農地の所有者は困っているのではないですか。土地は借りてくれるけど、所有はしてくれないということです。○○は自分で持たないで、あくまでも借りて年貢を払っています。そうすると、地権者がせんげさらい等をやりますから、○○して大変な思いになっているのが、現状だと思います。

五十嵐委員 確かに一理あると思いますが、やはり今だったら貸したいけど借りてくれる人がいないというこのご時世ですが、ある年齢に達し、自分の資産がどれだけ形成出来ているかという時に、農地だったら無借金ですが、中古のトラクターや冷蔵庫を売り出すことは資産としてなかなか認めづらいし、減価償却が終わっていれば資産としては価値がなくなるようなものです。その辺の考え方としてはいかがでしょうか。

議長（会長） 事務局から説明をお願いします。

事務局

土地についてですが、国の方針というか就農者の支援という流れの中で、土地を買うことに対する助成金はありません。しかし、条件はありますが、機械を買う助成金があります。もう1つ言うと、土地を借りた賃料に対する補助金も、助成事業としてあります。要は、今の農業支援は土地を買うことに対する支援というものは全くもってなくて、土地を借りて営農する就農者に対して国、県、市が支援し、農業者を作り上げていくように出来ています。当市だけではなくて、全国的に困っている方が多くいるのはそのせいではあります。この流れは、まだ続くのかとは思っています。私たち行政もそういった流れに則って、新規就農者を支援しています。よろしくお願いします。

議長（会長）

他にありませんか。ないようですので、第2回農業経営改善計画認定関係の意見聴取については終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。
ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)